

『(いまさら聞けない)私道通行権の理屈』

不動産取引における私道負担の問題と、それに関連する建築基準法等についてお話しします。不動産取引においては、私道の存在やその管理に関する負担が重要な要素となります。私道負担がどのように売買契約や建築計画に影響を与えるか、『道路』の意義から掘り下げてお話ししたいと思います。また、私道は通行するだけでなく、上下水道や電気ガスなどのライフラインが設置されることがありますが、近時は土地の細分化が進み、公道に接しない土地が多く生ずるようになったため紛争が発生しています。令和3年に民法213条の2が新設されてライフラインについて、他人の土地や設備を使用することができる法的根拠が明確化されていますのでこの点も確認しておきましょう。

◆講師紹介

札幌総合法律事務所 [パートナー弁護士]

弁護士 田代 耕平 (たしろ こうへい)



昭和51年生まれ。旭川市出身。法政大学法学部卒。東北大学法科大学院修了。平成19年弁護士登録。不動産トラブル・欠陥住宅訴訟、企業側の労働問題、悪質クレーマー対策、経営戦略法務（事業整理・再生、M&A）などの分野に注力。建設・不動産関係の取り扱い件数は多く業界の事情にも精通する。

◆主な講演・執筆

◆講演

官公庁、金融機関、各地商工会議所等の依頼講演多数。

◆メディア

- ・北海道新聞 「解決！働くトラブル」（平成25年度連載）
- ・北海道建設新聞 「建設業にまつわる法律」（平成27年度連載）
- ・北海道建設新聞 「弁護士田代耕平のひとりごと」（平成28年より連載中）

◆日時 第41回 令和7年4月16日（水）18時～19時半

◆場所 北海道立道民活動センター かでる2・7 710研修室

◆対象 主に不動産業、建設業向けの内容となります

◆定員 70名程度（要申込）

◆申込方法 いずれかの方法にてお申し込み下さい

① F A X（参加申込書にご記入）

② Email 送信 seminar511@sapporo-sogo-lo.com 标题を「4月16日・不動産建設セミナー」とし、必要事項（会社名・所在地・電話番号・参加者氏名・参加者数・代表者のメールアドレス）を記載

③ Google フォーム入力 <https://forms.gle/Bw6tiy2d5rja36a98>（QRコード）
「札幌総合法律事務所」のホームページ上から上記リンク先にアクセスできます

主催 札幌総合法律事務所（弁護士：田代耕平）

後援 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 株式会社北海道建設新聞社



この用紙をFAXして下さい (FAX : 011-281-8458)

参加申込書

不動産業者・建設業者の法律セミナー (第41回)
『(いまさら聞けない) 私道通行権の理屈』

令和7年4月16日 (水) 18:00~19:30

場所：北海道立道民活動センター かでの2・7 710研修室
(札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル)

※ **参加費無料**

弁護士 田代 耕平 (担当：馬場) 宛 FAX番号 011-281-8458

参加人数 () 名

事業所名			
所在地	〒 —		
TEL		FAX	
取りまとめ ご担当者	部署・お役職	お名前	

※ 記載いただきました個人情報、主催者において実施する事業以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。但し後援者による各種ご案内につきましてはご了承下さい。

【ご案内】

本講座は、隔月1回 (偶数月) に実施の予定です。各回の実施ごとにお申し込み下さい。受講票の発行はありません。定員超過により受付できない場合に限り、当方よりご連絡させていただきます。

【お問い合わせ】

札幌総合法律事務所 弁護士 田代 耕平 (担当：馬場)

TEL 011-281-8448 FAX 011-281-8458 E-MAIL seminar511@sapporo-sogo-lo.com